

財政援助団体等監査指摘事項

所管組織	健康福祉部 福祉推進課	団体名
		社会福祉法人中野区社会福祉協議会
指摘の内容	<p>誤った決算報告により補助金額を確定していたもの</p> <p>「中野区社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する要綱」に基づく社会福祉法人中野区社会福祉協議会への補助金については、あらかじめ区が補助方針を定め、補助対象となる経費の詳細を協議会に通知していた。それによると、人件費については、給料や諸手当などを補助対象経費としていたが、事務局長の管理職手当は補助対象経費としていなかった。</p> <p>しかしながら、協議会から区に提出された決算報告においては、事務局長の管理職手当が誤って算入されていた。また、事務局長の期末手当の記載を誤り、実績を上回った額で報告していた。</p> <p>区では、これらの誤った内容を含んだ決算報告を受け、誤りに気付くことなく補助金額を確定した結果、補助金に過払が生じていた。</p> <p>協議会が誤った決算報告を提出したこと及び区がその精査を怠り補助金額を誤って確定したことにより、補助金に過払が生じたことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>事務局長の管理職手当については、補助方針の中では補助対象経費に含めておらず、予算の積算時にも事務局長の管理職手当分は計上していないが、補助金決算報告の確認不足で誤って補助金額の確定をしてしまった。</p> <p>事務局長の期末手当については、社会福祉協議会の補助金決算報告に基づいて支払ったものだが、決算報告書の提出を受けた際、十分な検算をすれば、今回のような金額の誤りに気づくことが可能であり、慎重さに欠けていた。</p>	
講じた措置の内容	<p>補助金決算報告書の再提出を求め、2月10日付で事務局長の管理職手当・期末手当ともに訂正された決算報告書を収受した。収受した決算報告書について、担当者と係長が二重に、補助方針との適合の確認や十分な検算、決算報告書の元となっている賃金台帳との整合性の点検を行った。その後3月9日付で補助金額の再確定をするとともに、再確定額を超過して支払っている金額については返還を求め、3月22日に返還されていることを確認した。</p> <p>今後は決算報告時、2名以上の体制で、補助方針との適合の確認や十分な検算、決算報告書の元となっている賃金台帳との整合性の点検を行い、補助金額を確定する。</p>	